



命とところを守る
市政を!

横浜市会議員 / 看護師・防災士・博士(心身健康科学)

青葉台小・桐蔭・慶応大

田中 ゆき

討議資料

26
2022.07

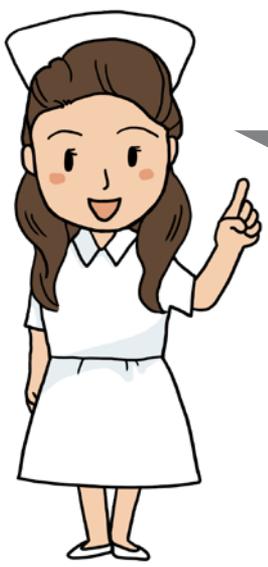


プロフィール

- 青葉区育ち、青葉台小学校
- 桐蔭学園高等学校 / 桐蔭会(監事)
- 慶應義塾大学商学部 / 体育会ボート部
- 人間総合科学大学大学院
- 日本航空CA(客室乗務員)
- 看護師(病院・企業・学校・保育・地域包括)
- 桐蔭横浜大学保健室
- 衆議院議員江田けんじ秘書
- 所属委員会(常任)市民・文化観光・消防委員会(特別)健康づくり・スポーツ推進特別委員会

Vol.26 現役世代も介護保険の対象です!(第2号被保険者)

<p>1 介護保険の第2号被保険者とは...</p> <p>介護保険料の負担 40歳になった月から...</p> <p>40歳から64歳の医療保険加入者</p>	<p>2 なぜ40歳から介護保険の対象に?</p> <p>親世代の介護が必要となる可能性 加齢に伴う疾患で要介護となる可能性</p> <p>介護を社会全体で支えるために、介護保険料の負担が必要!</p>
<p>3 第2号被保険者が介護サービスを受けるには...</p> <p>加齢に伴う16疾患が原因で要介護(支援)認定を受けた場合</p> <p>末期がん 脳血管疾患 関節リウマチなど</p> <p>* 要介護(支援)認定を受けるには、横浜市へ申請が必要です</p>	<p>4 横浜市介護保険総合案内パンフレット「ハートページ」をご覧ください!</p> <p>区役所で配布、WEB版もあり</p> <p>介護保険制度の知識を深めましょう!</p>



なぜ、40歳から介護保険料を支払うの?

介護保険制度における第2号被保険者とは40歳から64歳の医療保険加入者のことをいいます。40歳を過ぎると加齢による疾患で介護が必要となる可能性が高くなること、親世代の介護が必要となる可能性が高くなるため、加入することになります。第2号被保険者が介護サービスを受けるには特定16疾患により、要介護(要支援)と認定された場合です。詳しくは、横浜市介護保険総合案内パンフレット「ハートページ」をご覧ください。

介護保険の対象であることを知らない人がいる！

私が地域包括支援センターの看護師として勤務していた頃、第2号被保険者（40歳代）の方で、脳梗塞後遺症により片麻痺が残り、要介護の認定を受け、住宅改修や福祉用具のレンタル、ヘルパー派遣など利用したケースがありました。一方、第2号被保険者の方で要介護（要支援）状態であるにも関わらず、介護保険制度の利用に至らないケースもあり、制度の普及が大切と実感しています。



田中ゆきの考える「第2号被保険者」施策

- 40歳の誕生月に制度周知の冊子配布
- 若者向け介護保険制度説明会の実施
- 中高生から介護保険を学ぶ機会の提供
- 企業と連携した介護保険制度普及啓発
- 特定健診と合わせた介護保険制度の周知
- 地域連携による第2号要介護者への支援

介護保険制度とは？

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。2000年には要介護（要支援）認定者は約256万人でしたが、2019年には約669万人が認定を受け、約20年間で約2.6倍に増加しました。約669万人の認定者のうち約567万人が介護サービスを利用しており、介護を必要とする高齢者を支える制度として活用されています。

40歳から介護保険制度加入の理由

介護保険加入を40歳以上としている理由には、40歳を過ぎると、加齢に伴う疾病により介護が必要となる可能性が高くなること、さらには親世代が高齢となり介護が必要となる可能性が高まることなどが挙げられています。

老後の不安の原因の一つである介護を社会全体で支えるために、40歳からの保険料負担が必要となっています。65歳以上の加入者を第1号被保険者、40歳から64歳の加入者を第2号被保険者といいます。



第2号被保険者の介護保険料負担のしくみ

介護保険の第2号被保険者は、40歳から64歳までの医療保険加入者があてはまります。40歳の誕生月から介護保険料が徴収されます。健康保険の場合は、介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。介護保険料は、原則被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。国民健康保険の場合は、国民健康保険料と一体的に徴収されます。介護保険料は加入している健康保険組合や所得、世帯人員、資産等により異なります。

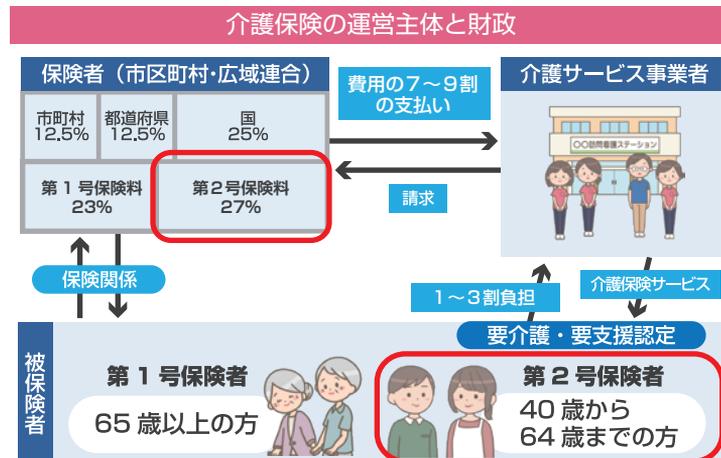
第2号被保険者が介護サービスを受けるには？

第2号被保険者が介護保険サービスを受けるには、**加齢に伴う16疾病**が原因で要介護（要支援）状態となった場合に限られます。

加齢に伴う16疾病	
1	がん（末期）
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗鬆症
6	初老期における認知症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症
11	多系統萎縮症
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険サービス利用には申請が必要

横浜市民の方が介護サービスを利用するには、介護保険の保険者である横浜市に申請を行い、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。申請窓口は、区役所高齢・障害支援課に加え、地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）、居宅介護支援事業者等に代行してもらうこともできます。第2号被保険者は医療保険の保険証のほか、かかりつけの医療機関名、医師名などがわかるもの等が必要となりますので、事前に確認をしましょう。



参照：厚生労働省「介護保険制度について（40歳になられた方へ）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000362938.pdf>